

地震発生時の対応について

20 幌（通達）第 15 号

平成 20 年 12 月 1 日

（最終改正）令 06 幌（通達）第 5 号

令和 7 年 2 月 26 日

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この通達は、幌延深地層研究センター（以下「センター」という。）において地震発生時に行う点検及び通報連絡等について定め、もって地震発生時の円滑な対応を図ることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この通達で使用する用語は次の各号の定めるところによる。

- (1) 「地震情報」とは、テレビ・ラジオ放送、気象庁ホームページで公表される気象庁発表の「震度速報」及び「震源・震度に関する情報」をいう。
- (2) 「震度」とは、気象庁発表の地震情報のうち、「震度速報」及び「震源・震度に関する情報」でいう震度をいう。
- (3) 「震源・震度に関する情報」とは、一般には、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の区域の名称と郡市区町村名を発表する気象庁の情報である。
- (4) 地震発生時の「著しい異常」とは、人身又は周辺環境等に影響が生じた、あるいは生じるおそれのある事態であって、幌延深地層研究センター事故対策規則（以下「規則」という。）に定める事故・故障又は災害（以下「事故等」という。）をいう。
- (5) 「機構内関係部署」とは、安全・核セキュリティ統括本部安全管理部危機管理課（東海本部）、安全・核セキュリティ統括本部（東京事務所）及び幌延センター札幌事務所をいう。
- (6) 「関係機関」とは、文部科学省及び経済産業省、北海道、幌延町、天塩町、豊富町、中川町、中頓別町、浜頓別町、猿払村、天塩警察署、北留萌消防組合消防署幌延支署をいう。
- (7) 「施設管理者」とは、規則に定める者をいう。
- (8) 「連絡責任者」とは、規則に定める者をいう。
- (9) 「緊急地震速報」とは、館内放送で発令される地震発生予報をいう。
- (10) 「職員等」とは、センターに勤務する職員、技術開発協力員、特定課

題推進員、博士研究員、客員研究員、嘱託、常勤職員、アルバイトをいう。

(11)「従業員等」とは、職員等の他、機構との役務契約関係にある者の総称をいう。

(適用範囲)

第3条 この通達は、幌延町で震度3以上の地震が発生した場合に適用する。

ただし、幌延町の震度が確認できない場合は、隣接町村の震度により対応を行う。

2 地震発生に伴って著しい異常が発生した場合は、この通達の規定に関わらず規則に従うものとする。

(事前措置)

第4条 施設管理者は、従業員等の安全を確保するため別に定めるところに従い書架等の転倒防止対策を講じておくとともに、地震発生時の対応を適切に行うため、次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 震度に応じた点検対象施設・設備等及び点検方法に関すること。

(2) 勤務時間外における地震点検の指名者及び地震情報の連絡並びに点検対応のための招集に係る連絡体制に関すること。

(3) その他、請負会社又は共同研究機関との連絡方法等、必要な事項

2 保安・建設課長は、電話の集中による通信困難に備えてあらかじめ災害時優先電話等の通信手段を確保するとともに、地震後の復旧作業等に必要な非常食、飲料水等を必要数備蓄し管理する。

3 総務・共生課長は、必要な救急用品を用意するとともに、消防による負傷者の医療機関への搬送が不可能な場合の代替手段の確保を行う。

第2章 地震発生時の対応

(緊急地震速報が発令された場合の措置)

第5条 従業員等は、緊急地震速報が発令された場合は直ちに作業を中断し、机下等への退避、高所等からの退避等、自らの安全を確保する。また、地震到達までの時間的余裕がある場合は、可能な範囲で以下の措置を行う。

(1) 来客等に対する退避指示又は避難、誘導等の安全確保

(2) 火の始末等による二次災害の防止

(3) 避難経路確保のためのドア開放

(4) エレベータの退路確保のための非常停止等

(地震発生情報の入手)

第6条 所属長は、地震発生直後の地震情報を、公共放送又は気象庁等からホームページ等で公開された震源・震度に関する情報によって確認・入手

する。

(勤務時間内における地震発生時の対応)

- 第 7 条 勤務時間内に地震が発生した場合、総務・共生課長は、公共放送等で震度を確認する。震度 3 以上を確認した場合は、直ちに館内放送で従業員等に周知する。周知を受けた各所属長は、速やかに点検を開始する。
- 2 所属長は、前項の地震情報が震度 4 以上の場合は、人員点呼を行う等従業員等の安全を確認し、その結果を総務・共生課長に報告する。
 - 3 保安・建設課長は、機構内関係部署に震度 4 以上の地震が発生した旨の連絡を行う。

(勤務時間外における地震発生時の対応)

- 第 8 条 勤務時間外に震度 4 以上の地震が発生した場合は、施設管理者によりあらかじめ指名された職員等は、自身及び家族の安全を確保した上で速やかにセンターに参集する。
- 2 連絡責任者は、所長に連絡し対応を協議する。
 - 3 連絡責任者は、決定した対応について保安・建設課長に連絡すると共に関係部署への連絡を依頼する。
 - 4 依頼を受けた保安・建設課長は、機構内関係部署に震度 4 以上の地震が発生した旨の連絡を行う。

(施設・設備等の点検の実施及び報告)

- 第 9 条 施設管理者は、震度 4 以上の地震が発生した場合は、自らあるいは所掌する従業員等に指示し、安全を確保した上で速やかに所掌する施設・設備等の点検を実施する。なお、勤務時間外においては、前条第 1 項の規定により参集した職員等が点検を行う。
- 2 施設管理者は、前項の点検結果を「地震時の施設・設備等点検報告書（所掌部署毎）」（様式-1）にまとめ、保安・建設課長に報告する。
 - 3 施設管理者は、発生した地震が震度 3 の場合は、第 4 条第 1 号で定めた施設・設備等について第 1 項に準じた点検を行い、異常を認めた場合は前項に従い保安・建設課長に報告する。なお、勤務時間外に発生した場合は、翌勤務日に実施することができる。

(点検結果のとりまとめ及び報告等)

- 第 10 条 保安・建設課長は、前条第 2 項により施設管理者から報告された施設・設備等の点検結果を「地震時の施設・設備等点検報告書」（様式-2）にとりまとめる。
- 2 保安・建設課長は、前項のとりまとめ結果を、異常の有無に関わらず所長、機構内関係部署及び関係機関に通報連絡するとともに、館内放送等に

よりセンター内に周知する。なお、勤務時間外においては、センター内周知を翌勤務日に行うことができる。

- 3 保安・建設課長は、前条第3項の報告を受けた場合は、所長に報告する。
- 4 保安・建設課長は、第1項の「地震時の施設・設備等点検報告書」(様式-2)を3年間保存する。

(点検により異常を認めた場合の措置)

第11条 施設管理者は、第8条に定める点検により異常を認めた場合は、職員等の安全確保及び拡大防止等の応急処置を行う。

- 2 施設管理者は、前項の異常が著しい異常と認めた場合は、直ちに連絡責任者に連絡する。
- 3 連絡責任者は、前項の連絡を受けた場合は、所長に報告するとともに規則に定める対応に移行する。

附則(20幌(通達)第15号 平成20年12月1日)

本通達は、平成20年12月1日から施行する。

附則(20幌(通達)第20号 平成21年3月13日)

本通達は、平成21年3月13日から施行する。

附則(22幌(通達)第27号 平成22年9月14日)

本通達は、平成22年9月14日から施行する。

附則(25幌(通達)第9号 平成25年9月9日)

本通達は、平成25年9月9日から施行する。

附則(26幌(通達)第8号 平成26年4月1日)

本通達は、平成26年4月1日から施行する。

附則(27幌(通達)第5号 平成27年4月1日)

本通達は、平成27年4月1日から施行する。

附則(29幌(通達)第4号 平成29年4月1日)

本通達は、平成29年4月1日から施行する。

附則(30幌(通達)第7号 平成30年4月1日)

本通達は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令０１幌（通達）第６号 令和２年３月３１日）
本通達は、令和２年３月３１日から施行する。

附則（令０３幌（通達）第３号 令和３年４月１日）
本通達は、令和３年４月１日から施行する。

附則（令０３幌（通達）第８号 令和４年３月３１日）
本通達は、令和４年４月１日から施行する。

附則（令０５幌（通達）第１０号 令和５年１２月２６日）
本通達は、令和６年１月１５日から施行する。

附則（令０５幌（通達）第１８号 令和６年３月２７日）
本通達は、令和６年４月１日から施行する。

附則（令０６幌（通達）第５号 令和７年２月２６日）
本通達は、令和７年２月２６日から施行する。

(様式-1)

連絡先： 保安・建設課長

地震時の施設・設備等点検報告書
(所掌部署毎)

令和 年 月 日
日本原子力研究開発機構
幌延深地層研究センター
所掌部署：
報告者：

1. 発生日時： 令和 年 月 日 時 分頃
2. 震 度： 幌延町(震度：)
3. 点検日時： 令和 年 月 日 時 分～ 時 分
4. 点検結果

施設・設備等名	点検結果		備 考
	異常の有無・程度	異常有の場合 その内容等	
1. 研究管理棟	無；有 / 著		
2. 試験棟	無；有 / 著		
3. ゆめ地創館、国際交流施設	無；有 / 著		
4. 守衛所、車庫棟	無；有 / 著		
5. 受変電棟	無；有 / 著		
6. 建設現場(地下施設、付帯施設)	無；有 / 著		
7. 排水管路	無；有 / 著		
8. 掘削土(ズリ)置場	無；有 / 著		
9. その他センター敷地外の設備	無；有 / 著		
備考			

- i) 点検した施設・設備等の番号に○印をつけ、異常の有無に○印をつける。
ii) 異常「有」であって“著しい異常”の場合、更に「著」にも○印をつける。

地震時の施設・設備等点検報告書

令和 年 月 日
 国立研究開発法人
 日本原子力研究開発機構
 幌延深地層研究センター
 報告者： 保安・建設課長

1. 発生日時： 令和 年 月 日 時 分頃
 2. 震 度： 幌延町（震度：_____）
 3. 点検日時： 令和 年 月 日 時 分～ 時 分
 4. 点検結果

施設・設備等名	点検結果		備 考
	異常の有無・程度	異常有の場合 その内容等	
1. 研究管理棟	無；有 / 著		
2. 試験棟	無；有 / 著		
3. ゆめ地創館、国際交流施設	無；有 / 著		
4. 守衛所、車庫棟	無；有 / 著		
5. 受変電棟	無；有 / 著		
6. 建設現場（地下施設、付帯施設）	無；有 / 著		
7. 排水管路	無；有 / 著		
8. 掘削土（ズリ）置場	無；有 / 著		
9. その他センター敷地外の設備	無；有 / 著		
備考			

- i) 点検した施設・設備等の番号に○印をつけ、異常の有無に○印をつける。
 ii) 異常「有」であって“著しい異常”の場合、更に「著」にも○印をつける。